保福障支第６２２号
令和２年５月７日

放課後等デイサービス事業所　管理者　様

さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課長
（公印省略）

臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業の実施について

平素は、本市の障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和２年４月 13 日付け通知「特別支援学校等の臨時休校に伴う放課後等デイサービスの利用者負担額増加額の実績報告について（保福障支第 196 号）」のとおり、利用者負担額増加等の対応についてお示ししたところですが、令和２年５月１日に「さいたま市臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）」を制定し、当該事業を実施することとなりましたので、事業に該当する放課後等デイサービス事業所様は、別紙のとおりご対応をお願いいたします。

【担当】
さいたま市保健福祉局福祉部
障害支援課自立支援給付係
TEL048-829-1305
FAX048-829-1981
e-mail shogai-shien@city.saitama.lg.jp

（別紙）

臨時休校に伴う放課後等デイサービス利用者負担額補助事業の実施について（別紙）

１、事業概要について

令和２年２月２７日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業の要請に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することが考えられることから、増加した利用者負担額（３月利用分）について、事業所が一時的に負担した場合に、当該事業所に対し、負担した額を補助するものです。

増加した利用者負担額については、事業所様から保護者様に返金等の対応をいただいておりますが、その際は保護者様に事業内容についてご説明の上ご対応をお願いいたします。

２、申請書類について

要綱第５条のとおり、様式第１号の補助金交付申請書及び添付資料（実績記録表、利用者負担増加額算定表、実績報告書）を５月２９日までに障害支援課へ直接又は郵送で提出してください。

※⑴利用者負担額の補助については、さいたま市の利用者に限りますので、他市の利用者の補助については、援護地の自治体にお問い合わせください。
※⑵添付資料については、４月２４日までにご提出いただいているデータ（以下、「前回提出資料」）をそのまま提出していただいてもかまいません。
※⑶前回提出資料の金額に変更がある場合は、変更した金額で補助金申請してください。

３、４月提供分以降の対応について

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第２弾）」において、放課後等デイサービスの利用者負担の補助について示されておりますが、未だ実施要綱等が公布されておらず詳細が不明であるため、詳細が判明次第対応方法についてご連絡いたします。